

現 行	頁	修 正 案
<p>第 1 編 総則</p> <p>第 2 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <p>(1) ~ (22) (略)</p> <p>3 指定地方行政機関 東海北陸厚生局</p> <p><u>(1) 所管する国立病院及び療養所から緊急に出動できる救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療及び助産にあたらせる。</u></p> <p><u>(2) 所管する国立病院及び療養所をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療にあたらせる。</u></p> <p>中部森林管理局名古屋事務所</p> <p>東海農政局</p> <p>(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。</p> <p>中部経済産業局</p> <p><u>(2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。</u></p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>中部近畿鉱山保安監督部</p> <p>(1) <u>全鉱山に対し保安を確保するための監督指導を行う。</u></p> <p>(2) <u>災害が発生した場合には、監督官を現地に派遣し、保安に関し適当な措置をとらせるよう指導する。</u></p> <p>名古屋空港事務所</p> <p>中部地方整備局</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ウ 木曽川、長良川、庄内川、矢作川、豊川の水防警報を行う。</p> <p>4 自衛隊</p> <p>自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、名古屋空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。</p>	<p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 2 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 県</p> <p>(1) ~ (22) (略)</p> <p><u>(23) 愛知県名古屋飛行場の防災対策を実施する。</u></p> <p>3 指定地方行政機関 東海北陸厚生局</p> <p>(1) 災害状況の情報収集</p> <p>(2) 関係職員の派遣</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整</p> <p>6 中部森林管理局</p> <p>東海農政局</p> <p>(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</p> <p>中部経済産業局 (削除)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>7 中部近畿産業保安監督部</p> <p>(1) <u>火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。</u></p> <p>(2) <u>全鉱山に対し保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合は、監督官を現地に派遣し、保安に関し適当な措置をとらせるよう指導する。</u></p> <p>8 大阪航空局中部空港事務所</p> <p>中部地方整備局</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>9 ウ 木曽川、長良川、庄内川、<u>矢田川、八田川、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。</u></p> <p>4 自衛隊</p> <p>自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>5 指定公共機関 日本郵政公社 (5) 被災地域の地方公共団体の申請に応じ、簡易保険積立金による短期融資を行う。 (6) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請を行う。 (7) 被災地の実情に応じ、<u>逡信病院から医療救護班を派遣する。</u></p> <p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>10</p>	<p>5 指定公共機関 日本郵政公社 (5) 被災地域の地方公共団体の申請に応じ、簡易保険資金による短期融資を行う。 (6) <u>加入者福祉施設に対する災害救護活動の要請を行う。</u> (7) 被災地の実情に応じ、<u>病院等から医療救護班を派遣する。</u></p> <p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 (2) <u>災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。</u> (3)～(4) (略) (5) <u>携帯電話等サービス契約約款に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。</u></p> <p>独立行政法人国立病院機構 (1) <u>所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療及び助産にあたらせる。</u> (2) <u>所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療にあたらせる。</u> (3) <u>前記の活動について、必要と認める場合には、東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。</u></p>
<p>中部電力株式会社・関西電力株式会社・電源開発株式会社 (2) 他社の電力に不足が生じた場合は、電力の融通を図る。</p> <p>(追加)</p>	<p>12</p>	<p>中部電力株式会社・関西電力株式会社・電源開発株式会社 (2) 電力に不足が生じた場合は、<u>他電力会社との電力の融通を図る。</u></p> <p>中部国際空港株式会社 (1) <u>空港及び航空保安施設の管理運用を行う。</u> (2) <u>空港における航空機事故の予防を図る。</u> (3) <u>空港施設の応急点検体制を整備する。</u> (4) <u>航空機輸送の安全確保と、空港施設の機能確保を行う。</u> (5) <u>空港及び空港周辺の航空機事故における消火救難活動を行う。</u> (6) <u>航空機による緊急輸送の確保に関し必要な協力を行う。</u></p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災業務施設・設備等の整備 第3 防災施設・設備等 ・防災ヘリコプターの常設場所 名古屋空港</p> <p>第4章 河川防災対策 3 実施内容 (2) 河川改修</p>	<p>14</p> <p>23</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災業務施設・設備等の整備 第3 防災施設・設備等 ・防災ヘリコプターの常設場所 愛知県名古屋飛行場</p> <p>第4章 河川防災対策 3 実施内容 (2) 河川改修</p>

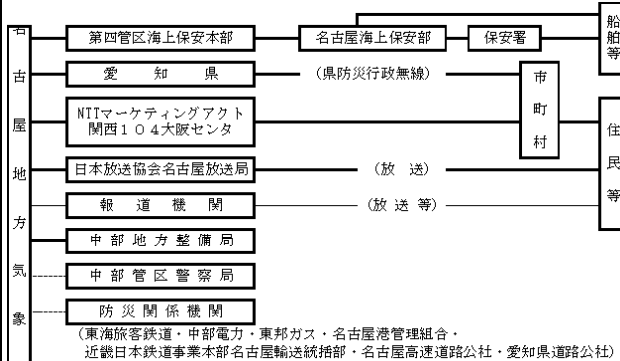
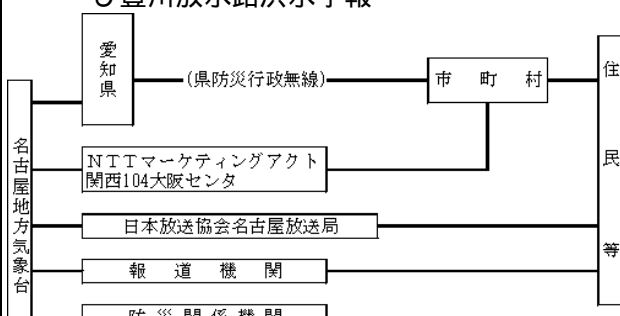
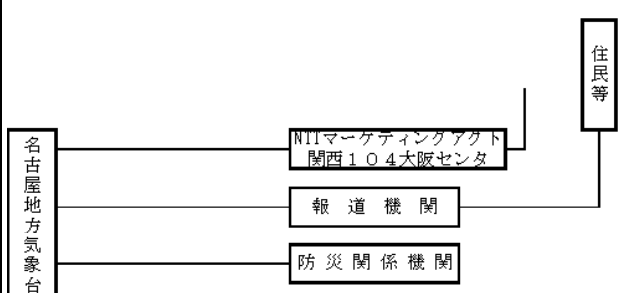
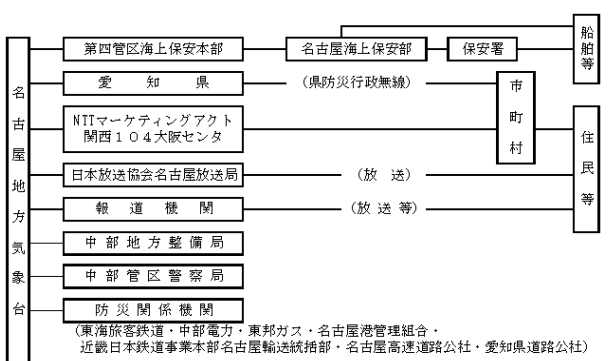
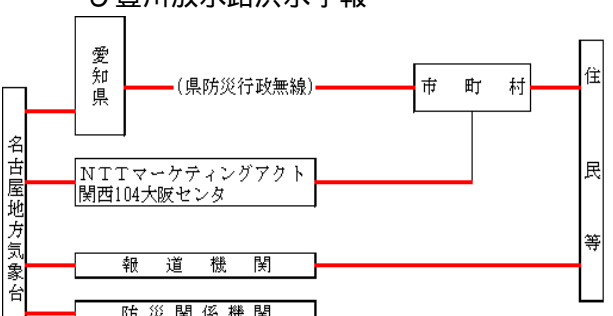
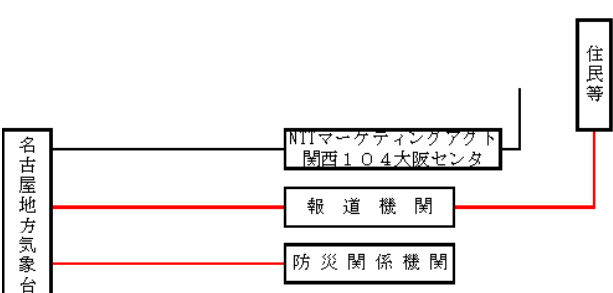
現 行	頁	修 正 案
<p>(略)</p> <p>(4) 激甚災害対策 平成12年9月の豪雨災害により甚大な家屋等の浸水被害が発生し、庄内川、新川及び天白川において、同等の降雨によってもたらされる浸水被害を最小限にとどめることを目的として、河川激甚災害対策特別緊急事業の採択を受け、堤防強化、河道改修、橋梁改築等のハード対策と、防災情報システム整備等のソフト対策を併せて実施し、総合的な治水対策を講じる。</p> <p>第5章 海岸防災対策 4 関連調整事項 <u>(2) 臨海用地造成計画により海岸堤防の前面に土地造成が行われているので、これを配慮した海岸保全事業を実施するよう考慮する。</u></p> <p>第6章 農地防災対策 3 実施内容 (2) 老朽ため池等整備事業 老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修及び風水害等によって、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、水路等の新設又は改修を行う。</p> <p>第9章 防災街区等整備対策 2 実施責任者 <u>都市基盤整備公団</u></p> <p>第10章 防災建造物整備対策 2 実施責任者 <u>都市基盤整備公団</u></p> <p>第14章 交通施設対策 3 鉄道 (1) 実施責任者 <u>東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社 近畿日本鉄道株式会社 豊橋鉄道株式会社 名古屋市交通局 名古屋臨海鉄道株式会社 衣浦臨海鉄道株式会社 愛知環状鉄道株式会社 桃花台新交通株式会社 株式会社東海交通事業</u></p> <p>4 空港 (1) 実施責任者 <u>名古屋空港事務所</u></p>	<p>(略)</p> <p>23 (4) 河川情報の提供 水害による被害を最小限に食い止めるため、河川改修によるハード対策とともに、ソフト対策として、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータの市町村などへの提供、洪水により甚大な被害を生じるおそれのある河川での洪水予報、住民の自主避難や迅速勝的確な避難態勢の確保を図るための洪水ハザードマップの作成、公表及びこれを支援するための想定浸水情報の提供を実施する。</p> <p>25 第5章 海岸防災対策 4 関連調整事項 <u>(2) 臨海用地造成計画により海岸堤防の前面に土地造成を行う時には、海岸の保全について考慮する。</u></p> <p>26 第6章 農地防災対策 3 実施内容 (2) ため池等整備事業 老朽化等による決壊を防止するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修及び風水害等によって、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、水路等の新設又は改修を行う。</p> <p>29 第9章 防災街区等整備対策 2 実施責任者 <u>独立行政法人都市再生機構</u></p> <p>30 第10章 防災建造物整備対策 2 実施責任者 <u>独立行政法人都市再生機構</u></p> <p>36 第14章 交通施設対策 3 鉄道 (1) 実施責任者 <u>鉄軌道事業者</u></p> <p>37 4 空港 (1) 実施責任者 <u>大阪航空局中部空港事務所 県(名古屋空港事務所) 中部国際空港株式会社</u></p>	

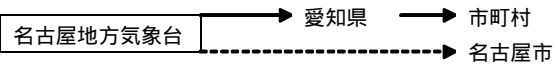
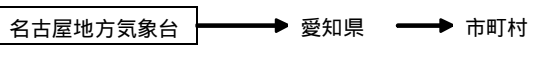
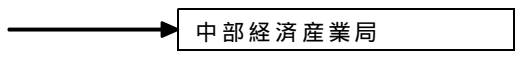
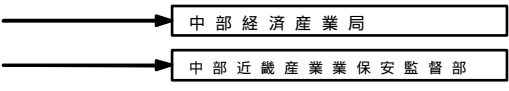
現 行	頁	修 正 案
<p>第15章 ライフライン施設対策 第2 電力 2 実施内容 (1) 設備面の対策 ア 発・変電設備 <u>主要設備及び主要機器は、ほとんど被害が生じないものと思われるが、過去に発生した被害やこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。</u> イ 送電設備 送電設備は、台風を考慮した風圧過重で支持物や電線の強度設計がされているので、<u>強風による支持物の倒壊や電線の断線はほとんどないが、飛来物による被害が考えられることから看板、トタン屋根、ビニールハウス等の補強について施設者への協力依頼に努める。</u> ウ 配電設備 配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているので、<u>風水害等の被害を受けても重要な事故に至ることはない</u>と判断されるが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。 (2) 体制面の対策 ウ 電力融通 災害発生時に一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。</p>	38	<p>第15章 ライフライン施設対策 第2 電力 2 実施内容 (1) 設備面の対策 ア 発・変電設備 発・変電設備は、<u>地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。</u> イ 送電設備 送電設備は、台風を考慮した風圧過重で支持物や電線の強度設計がされているが、<u>飛来物による被害が考えられることから看板、トタン屋根、ビニールハウス等の補強について施設者への協力依頼に努める。</u> ウ 配電設備 配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。 (2) 体制面の対策 ウ 電力融通 災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。</p>
<p>第18章 航空災害対策 2 実施責任者 名古屋空港事務所 3 実施内容 (追加)</p>	45	<p>第18章 航空災害対策 2 実施責任者 大阪航空局中部空港事務所 県(名古屋空港事務所) 中部国際空港株式会社 3 実施内容 (1) 中部国際空港株式会社の対策 ア 「中部国際空港緊急計画(消火救難・救急医療活動)」に基づき、<u>中部国際空港緊急計画連絡協議会の構成機関と連携し、定期的に部分訓練及び総合訓練を実施する。</u> イ 「中部国際空港及び空港周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、<u>消火薬剤等の整備に努めるとともに、常滑市と連携し、定期的に消火救難訓練を実施する。</u> ウ 「中部国際空港医療救護活動に関する協定」に基づき、<u>医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、社団法人愛知県医師会と連携し、消火救難訓練を実施する。</u> エ 「中部国際空港及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、<u>医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、日本赤十字社愛知県支部と連携し、消火救難訓練を実施する。</u> オ 「中部国際空港医療救護に関する協定」に基づき、<u>医薬品及び医療資機材の整備に努めると</u></p>

現 行	頁	修 正 案
<p>(1) 名古屋空港事務所の対策 <u>ア 「愛知県空港及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、関係機関（西春日井郡東部消防組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）と連携し、毎年1回総合消防訓練を実施する。</u> <u>イ 「名古屋空港医療救護活動に関する業務協定書」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、社団法人愛知県医師会と連携し、消火救難訓練の実施に努める。</u></p> <p>(2) 県の対策 <u>ア 大規模航空災害時における防災行政無線の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。</u> <u>イ 大規模航空災害を想定し、名古屋空港事務所等の関係機関と連携して防災体制の強化を図る。</u></p> <p>(3) 県警察の対策 <u>イ 名古屋空港事務所等関係機関と連携し、大規模航空災害発生時の連絡体制の整備を図る。</u></p> <p>(4) 市町村（消防機関）の対策</p> <p>「名古屋空港及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、関係機関（西春日井郡東部消防組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）は、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、<u>名古屋空港</u>と連携し、毎年1回総合消防訓練を実施する。</p>	<p>45</p>	<p>ともに、社団法人愛知県歯科医師会と連携し、<u>消火救難訓練を実施する。</u></p> <p>(2) 名古屋空港事務所の対策 <u>ア 「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、関係機関（西春日井郡東部消防組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）と連携し、毎年1回総合消防訓練を実施する。</u> <u>イ 「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、医薬品及び医療資機材の整備に努めるとともに、社団法人愛知県医師会と連携し、消火救難訓練の実施に努める。</u></p> <p>(3) 県の対策 <u>ア 大規模航空災害時における防災行政無線の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。</u> <u>イ 大規模航空災害を想定し、<u>大阪航空局中部空港事務所</u>等の関係機関と連携して防災体制の強化を図る。</u></p> <p>(4) 県警察の対策 <u>イ <u>大阪航空局中部空港事務所</u>等関係機関と連携し、大規模航空災害発生時の連絡体制の整備を図る。</u></p> <p>(5) 市町村（消防機関）の対策 <u>ア 中部国際空港</u> <u>「中部国際空港及び空港周辺における消火救難に関する協定」に基づき、常滑市は、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、<u>中部国際空港株式会社</u>と連携し、定期的に訓練を実施する。</u> <u>イ 愛知県名古屋飛行場</u> <u>「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、関係機関（西春日井郡東部消防組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）は、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、<u>名古屋空港事務所</u>と連携し、毎年1回総合消防訓練を実施する。</u></p>
<p>第19章 鉄道災害対策 2 実施責任者 <u>東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社</u> <u>名古屋鉄道株式会社 近畿日本鉄道株式会社</u> <u>豊橋鉄道株式会社 名古屋市交通局</u> <u>名古屋臨海鉄道株式会社 衣浦臨海鉄道株式会社</u> <u>愛知環状鉄道株式会社 桃花台新交通株式会社</u> <u>株式会社東海交通事業</u></p>	<p>46</p>	<p>第19章 鉄道災害対策 2 実施責任者 <u>鉄軌道事業者</u></p>
<p>第22章 危険物及び毒物劇物化学薬品類保安対策 2 実施責任者 <u>中部経済産業局</u></p> <p>3 実施内容 (2) <u>危険物等施設管理者、保安監督者に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。</u></p>	<p>50</p>	<p>第22章 危険物及び毒物劇物化学薬品類保安対策 2 実施責任者 <u>中部近畿産業保安監督部</u></p> <p>3 実施内容 (2) <u>県及び市町村は、危険物施設管理者、保安監督者に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。</u></p>

現 行	頁	修 正 案
<p>第23章 高圧ガス保安対策 2 実施責任者 中部経済産業局</p> <p>3 実施内容 中部経済産業局及び県は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。</p> <p>第24章 火薬類保安対策 2 実施責任者 中部経済産業局</p> <p>3 実施内容 中部経済産業局及び県は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。</p> <p>第25章 林野火災対策 2 実施責任者 中部森林管理局名古屋事務所</p> <p>第26章 地下街等の保安対策 2 実施責任者 中部経済産業局</p> <p>第30章 必要物資の確保対策 3 実施内容 (2) 食料及び生活必需品の確保 ア 米穀の確保 市町村は、県が策定した「応急用米穀取扱要領」9（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀販売業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。</p> <p>第31章 防災訓練及び防災思想の普及 〔参考〕 災害発生時の心得に関する事項 ～ （略）</p>	<p>51</p> <p>53</p> <p>55</p> <p>57</p> <p>65</p> <p>67</p> <p>70</p>	<p>第23章 高圧ガス保安対策 2 実施責任者 中部近畿産業保安監督部</p> <p>3 実施内容 中部近畿産業保安監督部及び県は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。</p> <p>第24章 火薬類保安対策 2 実施責任者 中部近畿産業保安監督部</p> <p>3 実施内容 中部近畿産業保安監督部及び県は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。</p> <p>第25章 林野火災対策 2 実施責任者 中部森林管理局</p> <p>第26章 地下街等の保安対策 2 実施責任者 中部近畿産業保安監督部</p> <p>第30章 必要物資の確保対策 3 実施内容 (2) 食料及び生活必需品の確保 ア 米穀の確保 市町村は、県が策定した「応急用米穀取扱要領」9（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。</p> <p>第31章 防災訓練及び防災思想の普及 〔参考〕 災害発生時の心得に関する事項 ～ （略） 避難する時は電気のブレ - カ - を「切」にする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 防災活動 第1 通信連絡 3 実施内容 (4) 電話・電報施設の優先利用 ア 一般電話及び電報 (イ) 非常通話 (ウ) 緊急通話 緊急通話は、次に掲げる内容の通話については、一般通話より優先して接続される。</p>	<p>81</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 防災活動 第1 通信連絡 3 実施内容 (4) 電話・電報施設の優先利用 ア 一般電話及び電報 (イ) 非常扱いの通話 (ウ) 緊急扱いの通話 緊急扱いの通話は、次に掲げる事項を内容とする通話に限り、一般通話より優先して接続される。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>(I) 非常電報 天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、<u>非常通話に準ずる事項を内容とする電報</u>については、<u>非常電報</u>として、すべての電報に優先して取扱われる。</p> <p>ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。</p> <p>電報発信に当たって電話により<u>非常電報</u>を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」(22 時以降翌朝 8 時までは、0120 - 000115 で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常電報の申し込みであること。 <p>(4) 緊急電報 非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、<u>緊急電報</u>とし、<u>非常電報</u>の次順位として取扱われる。</p> <p>電報発信に当たって電話により<u>緊急電報</u>を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」(22 時以降翌朝 8 時までは、0120 - 000115 で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急電報の申し込みであること。 <p>(5) <u>有線通信途絶時の通信施設の優先利用(非常通信)</u> 各機関は、有線通信が途絶し、利用ができないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、<u>内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。</u></p>	<p>82</p> <p>83</p> <p>84</p>	<p>(I) 非常扱いの電報 天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、<u>非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報</u>については、<u>非常扱いの電報</u>として、すべての電報に優先して取扱われる。</p> <p>ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。</p> <p>電報発信に当たって電話により<u>非常扱いの電報</u>を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」(22 時以降翌朝 8 時までは、0120 - 000115 で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常扱いの電報の申し込みであること。 <p>(4) 緊急扱いの電報 非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、<u>緊急扱いの電報</u>とし、<u>非常扱いの電報</u>の次順位として取扱われる。</p> <p>電報発信に当たって電話により<u>緊急扱いの電報</u>を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」(22 時以降翌朝 8 時までは、0120 - 000115 で受付)にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急扱いの電報の申し込みであること。 <p>(5) 非常通信 <u>無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。</u></p>
<p>エ 利用者の心得</p> <p>(ア) 依頼する通信の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成に当たってはできる限り次の要領によるものとする。</p> <p>(イ) 非常通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。</p> <p>(ウ) 非常通報はなるべく無料として取り扱うようになっているが、通信系路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱いに関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。</p>		<p>エ 利用者の心得</p> <p>(ア) 依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成に当たってはできる限り次の要領によるものとする。</p> <p>(イ) 通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならないから、利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。</p> <p>(ウ) 非常通信はなるべく無料として取り扱うようになっているが、通信系路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介するとき、その他通報の取扱いに関し実費額の補償を必要とするときは、その費用を補償しなければならないこともあるから、利用する無線局とあらかじめ協議しておく必要がある。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>3 実施内容</p> <p>ウ 気象予報警報等の伝達系統は次のとおりである。</p> <p>(ア) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統</p>  <p>(注)</p> <p>1 通知等の区分</p> <p>————— 法令等による通知系統 _____ 公衆への周知系統 - - - - - その他必要と認める伝達系統</p> <p>2 伝達方法</p> <p>名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供装置又は予警報一斉伝達装置による。</p> <p>3 NTTマーケティングアクト関西104大阪センタには、警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>(イ) 洪水予報の伝達系統</p> <p>a 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曽川・長良川・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報  <p>b 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報・新川洪水予報</p> 	<p>87 第2 情報の収集・伝達</p> <p>88 3 実施内容</p> <p>ウ 気象予報警報等の伝達系統は次のとおりである。</p> <p>(ア) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統</p>  <p>(注)</p> <p>(削除)</p> <p>1 伝達方法</p> <p>名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供装置による。</p> <p>2 NTTマーケティングアクト関西104大阪センタには、警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>(イ) 洪水予報の伝達系統</p> <p>89 a 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曽川・長良川・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報  <p>90 b 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報・新川洪水予報</p> 	

現 行	頁	修 正 案
<p>(I) 火気気象通報の伝達系統</p>  <pre> graph LR A[名古屋地方気象台] --> B[愛知県] B --> C[市町村] A -.-> D[名古屋市] </pre>	92	<p>(I)火気気象通報の伝達系統</p>  <pre> graph LR A[名古屋地方気象台] --> B[愛知県] B --> C[市町村] </pre>
<p>(5) 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統 ア 陸上災害の場合</p>  <pre> graph LR A[] --> B[中部経済産業局] </pre>	96	<p>(5) 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統 ア 陸上災害の場合</p>  <pre> graph LR A[] --> B[中部経済産業局] A --> C[中部近畿産業業保安監督部] </pre>
<p>7 電力施設災害 伝達系統 中部経済産業局（総務企画部総務課）</p>	114	<p>7 電力施設災害 伝達系統 中部近畿産業業保安監督部</p>
<p>8 ガス施設災害 伝達系統 中部経済産業局（総務企画部総務課）</p>	115	<p>8 ガス施設災害 伝達系統 中部近畿産業業保安監督部</p>
<p>第6章 食品の供給 3 実施内容 (2) 炊き出しその他による食品の給与 エ 市町村は、炊き出し用米穀を必要に応じ、米穀販売業者等から確保するものとするが、確保が困難な場合にあっては、知事に申請して売却決定通知を受け実施する。 図中 東海農政局食糧部長 米穀卸売業者</p>	127	<p>第6章 食品の供給 3 実施内容 (2) 炊き出しその他による食品の給与 エ 市町村は、炊き出し用米穀を必要に応じ、米穀届出事業者等から確保するものとするが、確保が困難な場合にあっては、知事に申請して売却決定通知を受け実施する。 図中 東海農政局長（食糧部長） 米穀届出事業者</p>
<p>第7章 飲料水の供給 4 応援協力関係 (2) 県は、自ら飲料水の供給の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合は、自衛隊、他県等へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。</p>	128	<p>第7章 飲料水の供給 4 応援協力関係 (2) 県は、<u>応急給水の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援態勢を整備する。</u> <u>また、被害状況により、必要があると認めたときは、応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。</u></p>
<p>第9章 医療・助産（医療救護） 3 実施内容</p>	132	<p>第9章 医療・助産（医療救護） 3 実施内容</p>
<p>(4) 血液製剤の確保 県は、災害発生時速やかに県内血液センターを始めとする血液関連施設等の被災状況及び必要とされる血液量を把握するとともに、血液センターと連携を図り、血液を確保し供給する。</p> <p>4 応援協力関係 (2) 県は、県自らの医療救護班、災害拠点病院、県との協定に基づいて派遣される愛知県医師会及び日赤愛知県支部の医療救護班をもってしても必要な医療及び助産の実施が困難な場合は、東海北陸厚生局、自衛隊又は他県へ医療及び助産（自衛隊については助産を除く）の実施につき応援を要請する。</p>	133	<p>(4) 血液製剤の確保 県は、災害発生時速やかに県内血液センターを始めとする献血ルーム等の被災状況及び必要とされる血液量を把握するとともに、血液センターと連携を図り、血液を確保し供給する。</p> <p>4 応援協力関係 (2) 県は、県自らの医療救護班、災害拠点病院、県との協定に基づいて派遣される愛知県医師会及び日赤愛知県支部の医療救護班をもってしても必要な医療及び助産の実施が困難な場合は、<u>国立病院機構、自衛隊又は他県へ医療及び助産（自衛隊については助産を除く）の実施につき</u>応援を要請する。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>別表</p> <p>医療救護班一覧表</p> <p>一宮市医師会 (11)</p> <p>尾西市医師会 (3)</p> <p>葉栗郡医師会 (2)</p> <p>渥美郡医師会 (3)</p> <p>日本赤十字社愛知県支部 (全国救護班編成数 470班)</p> <p>独立行政法人国立病院機構 7</p> <p>名古屋医療センター (2)</p> <p>東名古屋病院 (1)</p> <p>東尾張病院 (1)</p> <p>豊橋病院 (1)</p> <p>豊橋東病院 (2)</p> <p>・ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、事務員1名とする。</p> <p>・ <u>必要があると認めるときは、愛知県災害対策本部と協議の上、東海北陸地方医務局管轄に所在する左記病院に医療救護班の派遣を要請する(救護班編成数29)。</u></p> <p>愛知県立病院 12</p> <p>がんセンター (2)</p> <p>城山病院 (2)</p> <p>愛知病院 (2)</p> <p>尾張病院 (2)</p> <p>小児保健医療総合センター (2)</p> <p>心身障害者コロニー (2)</p>	<p>134</p> <p>別表</p> <p>医療救護班一覧表</p> <p>一宮市医師会 (16)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>渥美医師会 (3)</p> <p>135</p> <p>日本赤十字社愛知県支部 (全国救護班編成数 481班)</p> <p>独立行政法人国立病院機構 5</p> <p>名古屋医療センター (2)</p> <p>東名古屋病院 (1)</p> <p>東尾張病院 (1)</p> <p>豊橋医療センター (1)</p> <p>(削除)</p> <p>・ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、事務員1名(必要に応じ薬剤師1名を加える。)とする。</p> <p>・ <u>激甚な災害が発生し、県内の国立病院機構の病院の医療救護班による救護活動で対応しきれない場合には、愛知県災害対策本部と協議の上、国立病院機構本部に対し医療救護班の派遣を要請する(救護班編成数157)。</u></p> <p>愛知県立病院 12</p> <p>がんセンター中央病院 (2)</p> <p>がんセンター愛知病院 (2)</p> <p>城山病院 (2)</p> <p>循環器呼吸器病センター (2)</p> <p>小児保健医療総合センター (2)</p> <p>心身障害者コロニー (2)</p>	
<p>第11章 防疫・保健衛生</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については東海北陸厚生局、日赤愛知県支部、自衛隊、他県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。</p>	<p>139</p> <p>第11章 防疫・保健衛生</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>(4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日赤愛知県支部、自衛隊、他県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。</p>	
<p>第14章 公共賃貸住宅への一時入居</p> <p>1 方針</p> <p>災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅の空家を提供する方法を定めるものとする。</p> <p>2 実施責任者</p> <p>都市基盤整備公団</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>被災者が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は国を通じて他の都道府県に被災者の受入れについて協力依頼をする。</p>	<p>143</p> <p>第14章 公共賃貸住宅等への一時入居</p> <p>1 方針</p> <p>災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</p> <p>2 実施責任者</p> <p>独立行政法人都市再生機構</p> <p>4 応援協力関係</p> <p>被災者が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受入れについて協力依頼をするとともに、<u>関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。</u></p>	

現 行	頁	修 正 案
<p>第15章 被災宅地の危険度判定</p> <p>第18章 交通 4 航空交通 (1) 実施責任者 ア 応急措置</p> <p style="padding-left: 2em;">名古屋空港事務所 自衛隊</p> <p>イ 航空機の避難、航空交通管制 名古屋空港事務所</p> <p>(2) 実施内容 (追加)</p> <p>ア 航空機の避難 名古屋空港事務所は、台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、状況に応じ、空港内の航空機を格納庫へ収容させ又は他空港へ避難させる。</p> <p>イ 航空施設に対する応急措置 名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。 なお、必要があると認めたときは、自衛隊はこれに協力する。</p> <p>ウ 航空交通管制 名古屋空港事務所は、前記イにより施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、航空機(乗組員)に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。</p> <p>第19章 輸送 4 応援協力関係 (2) 県は自らの輸送活動の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、自動車及び船艇の確保については中部運輸局へ、航空機の確保については名古屋空港事務所へ応援を要求し、更に自動車、船艇、航空機を必要とする場合は自衛隊、第四管区海上保安本部(名古屋海上保安部)、その他輸送実施可能機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。</p>	<p>144</p> <p>153</p> <p>155</p> <p>156</p>	<p>第15章 被災宅地の<u>応急</u>危険度判定</p> <p>第18章 交通 4 航空交通 (1) 実施責任者 ア 応急措置 中部国際空港株式会社 県(名古屋空港事務所) 自衛隊</p> <p>イ 航空交通管制 大阪航空局中部空港事務所 自衛隊</p> <p>(2) 実施内容 ア 中部国際空港 <u>(ア) 航空施設に対する応急措置</u> 中部国際空港株式会社は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、<u>応急工事を実施する。</u></p> <p><u>(イ) 航空交通管制</u> 大阪航空局中部空港事務所は、前記(ア)により施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機(乗組員)に対し必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。</p> <p>イ 愛知県名古屋飛行場 <u>(ア) 航空施設に対する応急措置</u> 名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、<u>応急工事を実施する。</u> なお、<u>県知事</u>が必要があると認めたときは、自衛隊はこれに協力する。</p> <p><u>(イ) 航空交通管制</u> 自衛隊は、前記(ア)により施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には航空機(乗組員)に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。</p>
<p>第19章 輸送 4 応援協力関係 (2) 県は自らの輸送活動の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、自動車及び船艇の確保については中部運輸局へ、航空機の確保については名古屋空港事務所へ応援を要求し、更に自動車、船艇、航空機を必要とする場合は自衛隊、第四管区海上保安本部(名古屋海上保安部)、その他輸送実施可能機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。</p>	<p>155</p> <p>156</p>	<p>第19章 輸送 4 応援協力関係 (2) 県は自らの輸送活動の実施が困難な場合、又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、自動車及び船艇の確保については中部運輸局へ、航空機の確保については大阪航空局中部空港事務所及び中部国際空港株式会社へ応援を要求し、更に自動車、船艇、航空機を必要とする場合は自衛隊、第四管区海上保安本部(名古屋海上保安部)、その他輸送実施可能機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>(3) 市町村及び県以外の各機関は、自らの輸送活動の実施が困難な場合、(2)に準じ中部運輸局をはじめ関係機関へ自動車、船艇等の確保につき応援を要求し、又は自衛隊その他輸送実施可能機関へ輸送活動の実施につき応援を要求する。ただし、自衛隊に対する応援要請については、各機関(第四管区海上保安本部(名古屋海上保安部)及び名古屋空港事務所を除く。)は県を通じて実施する。</p>	156	<p>(3) 市町村及び県以外の各機関は、自らの輸送活動の実施が困難な場合、(2)に準じ中部運輸局をはじめ関係機関へ自動車、船艇等の確保につき応援を要求し、又は自衛隊その他輸送実施可能機関へ輸送活動の実施につき応援を要求する。ただし、自衛隊に対する応援要請については、各機関(第四管区海上保安本部(名古屋海上保安部)及び大阪航空局中部空港事務所を除く。)は県を通じて実施する。</p>
<p>第20章 電力・ガス・水道の供給 2 電力 (2) 実施内容 ア 災害時における応急工事 電気事業者は、災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施するとともに、供給先の住民等へ報道機関による報道又は広報車等により、復旧の見通し、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。 なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。</p> <p>(3) 応援協力関係 ア 電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通をうけ、供給力の増強を図る。</p>	157	<p>第20章 電力・ガス・水道の供給 2 電力 (2) 実施内容 ア 災害時における応急工事 電気事業者は、災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施するとともに、供給先の住民等へ報道機関による報道又はホームページ等により、復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。 なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。</p> <p>(3) 応援協力関係 ア 電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通をうけ、供給力の確保を図る。</p>
<p>3 ガス (2) 実施内容 イ 災害時におけるガスの保安 (ウ) 中部経済産業局、県警察及び市町村へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。</p>	158	<p>3 ガス (2) 実施内容 イ 災害時におけるガスの保安 (ウ) 中部近畿産業保安監督部、県警察及び市町村へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。</p>
<p>4 LPガス(プロパンガス) (2) 実施内容 イ 災害時におけるLPガス(プロパンガス)の保安 (ウ) 中部経済産業局保安課、愛知県防災局、県警、消防等へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。</p>	158	<p>4 LPガス(プロパンガス) (2) 実施内容 イ 災害時におけるLPガス(プロパンガス)の保安 (ウ) 中部近畿産業保安監督部、愛知県防災局、県警、消防等へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。</p>
<p>第21章 一般通信施設等 3 実施内容 (1)~(5) (略) (追加)</p>	160	<p>第21章 一般通信施設等 3 実施内容 (1)~(5) (略) (6) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策として、iモード災害用伝言板サービスを運用する。 iモード災害用伝言板サービスとは、災害時に被災者の安否確認等による携帯電話の輻輳を</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>(6) (略)</p> <p>第24章 流木の防止</p> <p>1 方針</p> <p>貯木場に所在する木材は、洪水、高潮等によりいったん流出するとその危害はきわめて大きくなることも予想されるので、その安全を確保するための貯木場における措置及び流木に対する措置について定めるものとする。</p>	<p>168</p> <p>176</p>	<p>避けるため、被災者の親戚・知人が直接被災者へ電話せず、iモードセンタを通して、メール通信により被災者等の安否確認を行うものである。</p> <p><u>iモード災害用伝言板サービス</u></p> <p><u>運用条件</u></p> <p><u>震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合</u></p> <p><u>メッセージ登録可能エリア</u></p> <p><u>災害が発生した地域を管轄しているNTTドコモ各社の営業エリア全域及びその周辺</u></p> <p><u>メッセージ登録可能件数</u></p> <p><u>1携帯電話番号あたり10件</u></p> <p><u>メッセージ登録内容</u></p> <p><u>・状態(日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択)</u></p> <p><u>日本語版:「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」</u></p> <p><u>英語版:「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」</u></p> <p><u>・コメント(全角100(半角200)文字以内)</u></p> <p><u>メッセージ確認可能エリア</u></p> <p><u>全国のiモードサービス利用可能エリア</u></p> <p><u>利用料金</u></p> <p><u>無料(パケット通信料)</u></p> <p><u>メッセージ登録方法</u></p> <p><u>iMenuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択</u></p> <p><u>「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</u></p> <p><u>現在の状態について「無事です」等の4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる。</u></p> <p><u>「登録」を押す。</u></p> <p><u>メッセージ確認方法</u></p> <p><u>iMenuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択</u></p> <p><u>「災害用伝言板」の中の「登録」を選択</u></p> <p><u>安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す。</u></p> <p><u>メッセージを選択し、登録されている状態を確認する。</u></p> <p><u>その他</u></p> <p><u>au携帯電話及びツーカー携帯電話の災害伝言板と相互リンクしている。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>第24章 流木の防止</p> <p>1 方針</p> <p>貯木場内の木材や内陸の樹木は、洪水、高潮等によりいったん流出するとその危害は大きく、特に海上交通や海面環境に極めて大きな被害をもたらすおそれがあることから、貯木場における措置及び流木に対する措置について定め、危害回避に努めるものとする。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>第26章 航空災害対策 2 実施責任者 名古屋空港事務所</p>	176	<p>第26章 航空災害対策 2 実施責任者 大阪航空局中部空港事務所 県(名古屋空港事務所) 中部国際空港株式会社</p>
<p>3 情報の伝達系統 (追加)</p>		<p>3 情報の伝達系統 (1) 中部国際空港 ア 空港内で事故が発生した場合 (別紙1) イ 空港周辺で事故が発生した場合 (別紙2)</p>
<p>(1) 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合</p>	177	<p>(2) 愛知県名古屋飛行場 ア 飛行場内で事故が発生した場合 (別紙3)</p>
<p>(2) 空港外周辺地記(空港及び小牧基地外)で災害が発生した場合 ア 民間航空機の場合</p>	178	<p>イ 飛行場周辺で民間機の事故が発生した場合 (別紙3)</p>
<p>イ 自衛隊の場合 名古屋空港事務所</p>	179	<p>ウ 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 図中 大阪航空局</p>
<p>(3) その他の地域で災害が発生した場合 ア 民間航空機の場合 イ 自衛隊機の場合</p>	180	<p>(3) その他の地域で事故が発生した場合 ア 民間航空機の場合 イ 自衛隊機の場合</p>
<p>図中 名古屋空港事務所</p>	181	<p>図中 大阪航空局中部空港事務所</p>
<p>4 実施内容 (追加)</p>		<p>4 中部国際空港の実施内容 (1) 中部国際空港株式会社の措置</p>
		<p>ア 航空機事故発生 of 通報を受けたときは、3(1)に基づき、関係防災機関に通報するとともに、消火救難及び救急医療活動等を迅速かつ適切に実施する。 イ 空港内において航空機事故が発生した場合は、事故の状況に応じて空港利用者を避難させるなど必要な措置をとる。 ウ 空港及び空港周辺において、航空機事故等により多数の負傷者が発生した場合は、「中部国際空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、愛知県医師会に対して、医療救護班の派遣を要請する。 エ 空港及び空港周辺において、航空機事故により多数の負傷者が発生した場合は、「中部国際空港及びその周辺における航空機事故に対する応急救護活動に関する協定」に基づき、日本赤十字社愛知県支部に対して、救護班の派遣を要請する。 オ 空港及び空港周辺において、航空機事故等により多数の負傷者が発生した場合は、「中部国際空港医療救護に関する協定書」に基づき、愛知県歯科医師会に対して、医療救護班の派遣を要請する。 カ 空港内において、航空機事故により多数の負傷者が発生した場合は、事故現場付近の適切な場所に重症者救護所、中等症者救護所及び軽症者救護所を設置するとともに、円滑な搬送活動を実施するための負傷者搬送地区を設定する。</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>(1) 名古屋空港事務所の措置 ア 航空機事故発生を知ったとき及び発見者から通報を受けたときは、<u>3 の(1)～(3)により関係防災機関に通報するとともに、災害を最小限にとどめるよう努めるものとする。</u></p> <p>エ 空港内及びその周辺において、大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでは対応が困難な場合には「<u>名古屋空港医療救護活動に関する協定書</u>」に基づき愛知県医師会に医療救護班員の派遣を要請する。 カ <u>空港事務所長は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。</u></p> <p>(2) 航空自衛隊の措置 ア 民間機の場合 (ア) 空港内で航空機事故が発生した場合は、地元消防機関及び空港事務所と協力して負傷者の救出、消防活動等を実施する。</p> <p>(イ) 空港外で航空機事故が発生した場合は、<u>名古屋空港事務所長等の要請により出動し、救助、捜索等災害応急活動を実施する。</u> イ 自衛隊機の場合 (ア) 航空機事故の発生を知ったとき及び通報を受けたときは、<u>3 の(1)～(3)により関係防災機関に通報するとともに災害を最小限にとどめるように努める。</u></p> <p>(3) 市町村等の措置 イ <u>空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。</u></p> <p>(4) 県警察の措置</p>	<p>182</p>	<p>キ <u>空港内において、航空機事故により死者が発生した場合は、遺体仮収容所を設置する。</u> ク <u>滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、早期復旧を図る。</u></p> <p>(2)大阪航空局中部空港事務所の措置 ア <u>空港事務所長は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。</u> イ <u>空港事務所長は、空港内で災害が発生した場合、災害の状況に応じて必要と認めるときは、他空港との連携を図るなど、必要な措置を講ずる。</u></p> <p>5 愛知県名古屋飛行場の実施内容 (1) 名古屋空港事務所の措置 ア 航空機事故発生を知ったとき及び発見者から通報を受けたときは、<u>3(2)により関係防災機関に通報するとともに、災害を最小限にとどめるよう努めるものとする。</u> エ 空港内及びその周辺において、大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでは、対応が困難な場合には、「<u>災害時の医療救護に関する協定書</u>」に基づき、愛知県医師会に医療救護班員の派遣を要請する。 カ 削除</p> <p>(2) 航空自衛隊の措置 ア 民間機の場合 (ア) <u>愛知県名古屋飛行場内で航空機事故が発生した場合は、愛知県知事の要請により地元消防機関及び愛知県名古屋飛行場と協力して負傷者の救出、消防活動等を実施する。</u> (イ) <u>愛知県名古屋飛行場周辺で航空機事故が発生した場合は、愛知県知事の要請により出動し、救助、捜索等災害応急活動を実施する。</u> イ 自衛隊機の場合 (ア) 航空機事故の発生を知ったとき及び通報を受けたときは、<u>3(2)により関係防災機関に通報するとともに災害を最小限にとどめるように努める。</u></p> <p>6 関係機関の実施内容 (1) 市町村等の措置 イ <u>中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。</u></p> <p>183 (2) 県警察の措置</p>

現 行	頁	修 正 案
<p>(5) 県の措置</p> <p>(6) 第四管区海上保安本部（名古屋海上保安部）の措置 ア 航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、<u>3の(3)</u>により関係機関に通報する。 イ 名古屋海上保安部は、<u>名古屋空港事務所及び航空自衛隊等と協力し、巡視船艇・航空機等により海上における捜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じ、市町村等の活動を支援する。</u></p> <p>第27章 鉄道災害対策 2 実施責任者 <u>東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社 近畿日本鉄道株式会社 豊橋鉄道株式会社 名古屋市交通局 名古屋臨海鉄道株式会社 衣浦臨海鉄道株式会社 愛知環状鉄道株式会社 桃花台新交通株式会社 株式会社東海交通事業</u></p> <p>第28章 道路災害対策 4 実施内容 (3) 県の措置 イ 被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施、道路情報システム等の活用により、道路情報の把握に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。</p> <p>第31章 高圧ガス災害対策 2 実施責任者 <u>中部経済産業局</u> 3 実施内容 (2) 高圧ガス積載車両 高圧ガス輸送業者、県警察、県、<u>中部経済産業局</u>及び市町村は、それぞれ石油類等施設の場合に準じた措置を講ずる。</p> <p>第32章 火薬類災害対策 2 実施責任者 <u>中部経済産業局</u> 3 実施内容 (1) 火薬類関係施設 <u>エ 中部経済産業局の措置</u></p> <p>第35章 地下街等における都市ガス災害対策 2 実施責任者 略 <u>中部経済産業局</u></p>	<p>183</p> <p>185</p> <p>189</p> <p>202</p> <p>204</p> <p>213</p>	<p>(3) 県の措置</p> <p>(4) 第四管区海上保安本部（名古屋海上保安部）の措置 ア 航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、<u>3(1)及び(3)</u>により関係機関に通報する。 イ 名古屋海上保安部は、<u>大阪航空局中部空港事務所及び航空自衛隊等と協力し、巡視船艇・航空機等により海上における捜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じ、市町村等の活動を支援する。</u></p> <p>第27章 鉄道災害対策 2 実施責任者 <u>鉄軌道事業者</u></p> <p>第28章 道路災害対策 4 実施内容 (3) 県の措置 イ 被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、<u>道路パトロールカーや協定業者による巡視等の実施、道路情報システム等の活用により、道路情報の把握に努め、関係機関と密接な情報交換を行う。</u></p> <p>第31章 高圧ガス災害対策 2 実施責任者 <u>中部近畿産業保安監督部</u> 3 実施内容 (2) 高圧ガス積載車両 高圧ガス輸送業者、県警察、県、<u>中部近畿産業保安監督部</u>及び市町村は、それぞれ石油類等施設の場合に準じた措置を講ずる。</p> <p>第32章 火薬類災害対策 2 実施責任者 <u>中部近畿産業保安監督部</u> 3 実施内容 (1) 火薬類関係施設 <u>エ 中部近畿産業保安監督部の措置</u></p> <p>第35章 地下街等における都市ガス災害対策 2 実施責任者 略 <u>中部経済産業局 中部近畿産業保安監督部</u></p>

現 行	頁	修 正 案
<p>3 実施内容 (6) 中部経済産業局 <u>ア ガス事故災害の情報の収集及び伝達を行う。</u> <u>イ ガス事業者に対し、ガス施設等の保安の確保に必要な指導を行う。</u> ウ 災害発生後におけるガスの供給の確保に必要な指導を行う。 (新規)</p>	213	<p>3 実施内容 (6) 中部経済産業局 (削除) (削除) _____災害発生後におけるガスの供給の確保に必要な指導を行う。 (7) 中部近畿産業保安監督部 <u>ア ガス事故災害の情報の収集及び伝達を行う。</u> <u>イ ガス事業者に対し、ガス施設等の保安の確保に必要な指導を行う。</u></p>
<p>第38章 金融対策 2 実施内容 (1) 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県 ア 金融機関への措置 (I) 営業停止等における対応に関する措置 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p>	219	<p>第38章 金融対策 2 実施内容 (1) 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県 ア 金融機関への措置 (I) 営業停止等における対応に関する措置 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止<u>並びに</u>継続して現金自動預け払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p>
<p>第41章 自衛隊の災害派遣 2 災害派遣要請 (1) 要請者 名古屋空港事務所長 5 災害派遣要請等手続 (3) 災害派遣要請等手続系統 名古屋空港事務所長</p>	225	<p>第41章 自衛隊の災害派遣 2 災害派遣要請 (1) 要請者 大阪航空局中部空港事務所長 5 災害派遣要請等手続 (3) 災害派遣要請等手続系統 大阪航空局中部空港事務所長</p>
<p>第 4 編 災害復旧計画</p>		<p>第 4 編 災害復旧計画</p>
<p>第 2 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 2 激甚災害の指定 (2) 激甚災害に係る財政援助措置 ウ 中小企業に関する特別の助成 (1) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 (I) 中小企業者に対する<u>商工組合中央金庫</u>の融資に関する特例</p>	237	<p>第 2 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 2 激甚災害の指定 (2) 激甚災害に係る財政援助措置 ウ 中小企業に関する特別の助成 (1) 小規模企業者等設備導入資金助成法による<u>貸付金</u>の償還期間等の特例 (I) 中小企業者に対する<u>資金</u>の融資に関する特例</p>
<p>第 3 節 災害復旧に必要な金融及びその他の資金 1 農林漁業災害資金 災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、<u>農林漁業金融公庫法及び自作農維持資金融通法</u>により融資する。</p>	240	<p>第 3 節 災害復旧に必要な金融及びその他の資金 1 農林漁業災害資金 災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法<u>及び</u>農林漁業金融公庫法により融資する。</p>